



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 菊池忠志
編集責任者 樋口孝重

2017年
6月14日
NO. 88

ダイジェスト版

つなげよう
(わざ) (ところ)
技術と魂と
運動を
HP <http://www.e-nru.com/>

2012年の「労働条件に関する協約」 締結以降、国労が求めていた 扶養手当の見直しが図られる!

<改正内容>

- ・配偶者（内縁関係にある者を含む）…………… 月額 10,000 円（旧 16,000 円）
- ・18 歳未満の子のうち 1 人目 …………… 月額 10,000 円（旧 3,500 円）
（配偶者がいない場合）…………… 月額 20,000 円（旧 12,500 円）
- ・18 歳未満の子のうち 2 人目以降 1 人につき
…………… 月額 10,000 円（旧 3,500 円）

【以下重複適用なし】


- ・重度心身障害者（子）…………… 月額 12,000 円（旧 5,000 円）
- ・重度心身障害者
（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）…………… 月額 10,000 円（旧 3,500 円）

【現行維持】

- ・60 歳以上の父母 …………… 月額 2,000 円
- ・18 歳未満の孫 / 60 歳以上の祖父母 / 18 歳未満の弟妹

※例えば、今回の改正により、配偶者と子供 2 人の家庭では

(旧) 16,000 + 3,500 + 3,500 ⇒ 23,000 円

(新) 10,000 + 10,000 + 10,000 ⇒ 30,000 円  **7,000円増**

実施期日 2017年10月1日

<経過措置>

- * 【配偶者のみ】や【配偶者と合わせて、60歳以上の父母、18歳未満の孫、60歳以上の祖父母、18歳未満の弟妹】の支給対象者については、移行後も配偶者に対して、特に現行の16,000円を支給。ただし、移行後新たに支給を受ける場合は、適用変更も!
- * また、主務職、T等級の社員には調整措置があるので注意を!

引き続き、諸手当の改正に向けて頑張ろう!